## 食の安全 農薬の話 VOL 3

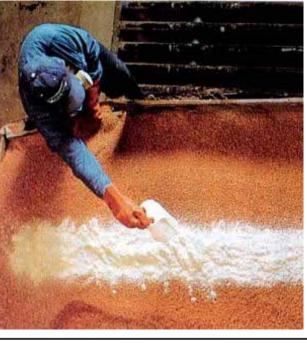


## 農薬なのに農薬ではない?

ために多くの時間が必要になります。(輸入作物が日本に入ってくるまでには、輸送の

ベストは「収穫」を意味します。ポストハーベスト農薬です。ポストは「後」ハー防止・発芽抑制などの目的で使用されているのが、輸送途中での害虫やカビなどの被害防止・腐敗

ありました。 ル)が検出されて、廃棄処分になるという事件がた防カビ剤OPP(オルト・フェニル・フェノージやレモンに、日本で使用が認められていなかっ1970年代、アメリカから輸入されたオレン



る所「ポストハーベスト農薬汚染」(日本子孫基金)から転載写真/輸出用小麦にマラソンやスミチオンなどの農薬を振りかけてい

ずれが明確になってきました。らの農産物の輸入が多くなると、日本との基準のという概念がありませんでした。しかし、外国かで、収穫後に農薬を散布する、ポストハーベストー本では、農薬は作物をつくるときに使うもの

圧力が強くなってきました。 易障害を引き起こしていると、規制緩和を求める「アメリカなどの輸出国からは、日本の基準が貿

食品添加物として扱われることになったのです。では農薬として使用されているものが、日本では収穫後の農作物を「食品」として分類して、外国く、食品添加物として規制することにしました。その結果、ポストハーベスト農薬を農薬ではな

た。TBZ(チア・ベンダ・ゾール)も同様です。(保存料・防カビ剤)として使用が認められましられているとのアメリカの主張通り、食品添加物Pは、FAO(国連食料農業機関)で使用が認め軽ガン性が指摘されていたにもかかわらずOP

1985年、貿易摩擦解消のために、農・畜産



下/ポテトチップ用の冷凍ポテトでもポストハーベストが心配される。上/収穫後のリンゴにかけられるポストハーベスト農薬。(アメリカ)

物の輸入が全面開放になりました。

999年までに199種類に増えています。を定めたものが、1991年の26種類から、1348品目が認可されました。農薬も残留基準値1995年、厳しい毒性試験の結果、指定添加物の種類も飛躍的に増えたことから、

れて、現在でも使用されているものがあります。が指摘され、一時使用禁止になったものが撤回さシ・アニソール・酸化防止剤)のように発がん性れていなかったものや、BHA(ブチ・ヒドロキーには、それまで危険との判断で使用が認めら

直接散布されています。して、ポテトチップスなどに利用される品種に、ロファムは、外国ではジャガイモの発芽抑制剤とまた、日本で除草剤として使用されるクロロブ

倍の50ppmに引き上げられています。WTO(世界貿易機関)協定に準じて、1000すが、輸入される冷凍ジャガイモに関してだけは、菜では、残留基準が0.05ppmになっていまークロロブロファムは、現在でも国内のイモや野

ですが、悪いことばかりではありません。このように毒性が心配されるポストハーベスト

い発ガン性の物質をつくるものがあります。中にはマイコトキシンやアフラトキシンという強ナッツ類やトウモロコシなどに発生するカビの

面があることも、あわせて紹介しておきます。その発生を間違いなく防除しているというプラスポストハーベスト農薬を使用することによって、